

## はじめに

本県は、歴史的・文化的資源を豊富に有し、青垣<sup>※1</sup>や山の辺<sup>※2</sup>に代表される優れた自然景観と相まって、「日本人の心のふるさと」といえる風土を形成している。

本県の都市計画は、この歴史的・文化的資源の保全による観光都市、近畿圏のベッドタウンとしての住宅都市を目指し、高度成長期以後は、人口急増に伴う都市化の進展に対応した良好な住宅地の供給と都市施設の整備を課題とし推進してきた。その結果、近畿圏でも有数のゆとりある低層住宅地が形成されている。

しかし近年、全国では、人口減少社会の到来や高齢化の急速な進行、地球環境問題の深刻化、国民のライフスタイル・価値観の多様化など、これまでに経験したことがないような社会経済情勢の変化が生じ、本県においても程度の差はあるものの同様の変化が生じている。

このような状況のなか、本県では、「地域の自立を図り、くらしやすい奈良を創る」を目指す姿とし、「奈良でくらし、奈良で働く」、「安心で心地よい奈良」、「何度でも訪れたいと感じる魅力的な奈良」を実現すべき課題として、「経済活性化（活力ある産業づくりや観光の振興など）」及び「くらし（医療・福祉、教育、安全・安心、景観など）の向上」等に重点的に取り組むこととしており、本県の都市計画としては、京奈和自動車道や南阪奈道路などの幹線道路の整備の進捗を踏まえ、人口減少等の時代を意識し、将来世代によりよいものを引き継ぐことを基本として、社会、経済、環境、文化等の多様な側面から、豊かで活力ある持続可能な都市を実現していくことが求められている。

本県の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（以下「都市計画区域マスタープラン」という。）は、以上のような状況を踏まえ、都市計画法（昭和43年法律第100号）（以下「法」という。）第6条の2に基づき、おおむね20年後の都市の姿を展望した上で、今後10年間の都市計画の基本的な方向性を示すものである。

かつて、本県に飛鳥京、藤原京、平城京の都が置かれたのは、その地形構造が「四神相応」の吉地で、理想的な自然地形とされたことによる。現在の本県の都市計画の立案にあたっては、古代の都市計画に見られるように、まず、大和平野と吉野山地の空間的価値を最大限活かせるようにすることが基本である。

このため、本県の都市計画区域マスタープランにおいては、「大和都市計画区域」と「吉野三町都市計画区域」が、空間的、構造的及び機能的に密接な関係があると考え、それぞれのマスタープランを一つの都市計画の図書に集約している。

その上で、県政が目指す姿、都市計画の目指すべき方向性、都市計画区域における人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘案して、当該都市計画区域を一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全することを目的として、都市計画に関する基本的な方向性と主要な都市計画の決定方針を具体的に示している。

今後の本県の都市計画は、県決定及び市町村決定の全てについて、この都市計画区域マスタープランの内容に即して定められることになる。

※1 青垣 : 大和平野の四周を取り囲む低くならかな稜線を形づくる標高 600m～800m の山々や標高 500m 程度の丘陵地（以下同じ。）

※2 山の辺 : 青垣の裾野に広がるならかな丘陵地（以下同じ。）